

株式会社ソレイユの樹 サン・ベビールーム 事業継続計画(BCP)

【目 次】

1. 目的
2. 基本方針
3. 適用範囲
4. 運用体制
5. 災害時における組織体制：災害対策本部の設置の条件
6. 災害の内容、規模、被害想定（適宜修正あり）
 - (1) 震災、水害、火災
 - (2) 感染症
7. 人的被害の想定
 - (1) 震災、水害、火災他
 - (2) 感染症
8. 職員の体制
9. 災害発生時優先事項
10. 保育時間中の発災：優先業務
 - (1) 発生後1時間以内
 - (2) 発生後24時間以内
 - (3) 発生後72時間以内
11. 保育時間中の発災：緊急時対応
12. 保育時間外の発災：優先事項
13. 保育時間外の発災：緊急時対応
14. 災害発生後保育再開復旧業務
15. 平常時における備え
16. 事業所内訓練

<ケース別職員行動マニュアル>

- ケース① 保育室など室内で地震にあったら
- ケース② 園庭や公園など屋外で地震にあったら
- ケース③ 散歩中に地震にあったら
- ケース④ 園外保育の日に地震にあったら
- ケース⑤ 地震の後に火事が発生したら
- ケース⑥ 台風や竜巻に遭遇したら
- ケース⑦ ゲリラ豪雨に遭遇したら
- ケース⑧ 大雪に遭遇したら

<地震発生直後の対応について>

<もしも倒壊物の下敷きになつたら>

別添 非常食提供について

株式会社ソレイユの樹 サン・ベビールーム 事業継続計画(BCP)

1. 目的

- (1) 園児と職員の安全確保
- (2) 保育の継続・早期再開
- (3) 地域における災害時の福祉拠点の役割

2. 基本方針

- (1) 園児の安全確保を最優先とし、保護者がお迎えに来たら順次引き渡す。保護者への引き渡しが困難な園児は宿泊対応。
- (2) ライフライン復旧までは、既存の設備及び備蓄品を最大限活用する。
- (3) 事業所建物の被災状況を把握し、衛生状態の維持、悪化の低減を図る。

3. 適用範囲

サン・ベビールーム全職員に適用。職員は発災時に本 BCP 及び関連マニュアルに則り行動する。

4. 運用体制

- (1) 目的遂行のためには具体的かつ実践的であることが必要不可欠である。
- (2) 避難訓練時の都度検証
- (3) 職員の共通理解のための周知と研修・訓練の実施

5. 災害時における組織体制：災害対策本部の設置の条件

- (1) 世田谷区にて震度 6 弱以上の地震が発生
- (2) 園舎のエントランスへの水の流入（床上浸水）
- (3) 同一建物内の火災
- (4) 緊急事態宣言発令を伴う感染症発生時
- (5) その他、園児や職員および建物内に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがあるなど緊急対応が必要な場合

6. 災害の内容、規模、被害想定（適宜修正あり）

- (1) 震災、水害、火災

災害の内容	震災：震度 6 弱以上	水害：床上浸水	同一建物内の火災
建物の倒壊	なし	なし	損傷あり
上下水道	3 日間停止	3 日間停止	3 日間停止
ガス	3 日間停止	通常通り	3 日間停止
電気	3 日間停止	通常通り	3 日間停止
固定電話	不通・通話困難	通常通り	3 日間停止
携帯電話	3 日間停止	通常通り	通常通り
PC インターネット	3 日間停止	通常通り	3 日間停止
携帯メール	3 日間停止	通常通り	通常通り
周辺地域の家屋	一部倒壊あり	床上浸水あり	一部焼失あり
交通事情	翌日まで利用困難	翌日まで利用困難	通常通り

(2) 感染症

建物の倒壊、ライフライン、通信、交通：通常通り

周辺地域：公共施設や病院への入館制限や入館禁止

7. 人的被害の想定

(1) 震災、水害、火災他

① 職員の状況

(ア)発生の時間により、就業時間に予定人員の確保困難

(イ)就業時間内発生の場合、職員の帰宅困難

(ウ)職員と事業所間での連絡困難

② 園児の状況

(ア)揺れによる転倒や落下物等による受傷発生

(イ)負傷の程度により医療機関搬送

(ウ)ライフラインの状況により非常食対応

(2) 感染症

① 職員の状況

感染、罹患、濃厚接触、感染の疑いにより就業時間に予定人員の確保困難

② 園児の状況

(ア)クラスター発生による大量感染のリスク

(イ)職員からの感染リスク

8. 職員の体制

(1) 職員本人と同居家族及び自宅の安全を確認

(2) 園長判断により LINE および LINE Works を用いて参集

9. 災害発生時優先事項

(1) 園児と職員の生命の維持

(2) 安全確保

(3) 被害を最小限にとどめる

(4) 保育サービスの継続提供

10. 保育時間中の発災：優先業務

(1) 発生後 1 時間以内

① 発生直後の安全確保

② 安全な場所への避難誘導

③ 園児と職員の安否確認

④ 事業所の被害状況の確認

⑤ 災害対策本部の設置

⑥ 第一回災害対策会議の実施

(2) 発生後 2~4 時間以内

① 保護者や関係機関、業者への連絡

② 備蓄品の使用準備

- ③ 今後の保育サービス提供方針の確認
- ④ 役割分担の確認
- ⑤ 優先業務の具体的な実施方法の確認
- (3) 発生後72時間以内
 - ① 救援物資の受け入れ体制の確保
 - ② 行政への被害状況の報告

11. 保育時間中の発災：緊急時対応

(1) 災害発生時の行動

① 地震発生時

園児をものが落ちてこない安全な場所へ誘導。
頭部を守る防御態勢を促し、揺れが収束するまで待機。
パニック予防のため、保育者は通常通りに振る舞う。
揺れが落ち着いてから行動を開始する（11.（2）①へ）。

② 余震発生時

慌てず、落ち着いて行動できるよう声を掛け、安全な場所に速やかに誘導。
地震発生時同様、保育者は落ち着いて通常通りに振る舞う。

(2) 避難誘導等の行動開始

- ① 「消防計画 別表7 事業所自衛消防隊の編成と任務」「消防計画概要」参照
- ② 指揮者＝自衛消防隊長および代行者不在時は、正規職員の中から年齢の高い順

(3) 避難場所への集合後

- ① 移動後は都度園児の人員点呼・人数確認を行う。
- ② トイレや物陰で動けなくなってしまう園児も漏れなく確認する。

(4) 負傷者の手当

- ① 軽傷者には応急手当を実施。
- ② 重傷者は医療機関へ搬送。但し救急車は利用不可であると考え、近隣の医療機関へ向かう。
(エントランス横「病院一覧」参照)

(5) 保護者への緊急連絡

園児の避難完了後、一斉メール配信および災害伝言ダイヤルにて「日時、安否、待機場所、引き取り方法について、園への連絡方法」を知らせる。

(6) 待機時間

えほんや紙芝居、おやつを食べるなどして、園児の不安が少しでも和らぐように配慮する。

(7) 翌日以降のスケジュール確認と案内

- ① 園内の被災状況の確認と対策を検討
- ② 翌日以降の保育に関するスケジュールを検討、確認
- ③ 全職員で共有
- ④ 引き取りに来た保護者に案内

(8) 園児の引き渡し

父母その他通常の送迎者とは異なる方の引き取りお迎えとなりうるため、

- ① 「本人の名前、園児の名前、関係性、お迎え後の行き先、電話番号」を確認。
- ② メールや電話連絡が可能な状況であれば父母に連絡を取り、引き渡しの可否を確認。

- ③ 父母等からの引き渡しの可否が確認できない場合は、連絡が取れるまで共に過ごしていただくようお願いする。

12. 保育時間外の発災：優先事項

- (1) 職員の安否確認
- (2) 園舎や設備の被害状況の確認
- (3) 園児の安否確認

13. 保育時間外の発災：緊急時対応

- (1) 職員の安否確認のため、LINE および LINE Works を用いて返信を求めるトークを配信
「※必読 MT、周知、必読資料 掲載専用：ノート：題名「全員の安否確認」、内容「名前、現在地、受傷の有無、出勤の可否をコメント欄に記載」」
- (2) 園児の安否確認のため、返信を求めるメールの一斉配信
「件名「安否確認」、内容「名前、現在地、受傷の有無、保育受け入れの可否についての連絡」」
- (3) 園長・主任他、園の近隣に住む職員による園の被害状況の確認
但し広域停電時の夜間移動は避け、夜明け後に移動、確認作業を実施。

14. 災害発生後保育再開復旧業務

- (1) 【11-（7）】で確認した内容を精査し、可能な範囲での復旧活動を実施。
- (2) 必要な支援が受けられるか、世田谷区（03-5432-2320）に連絡をして確認する。

15. 平常時における備え

- (1) 事業所の外部環境
 - ① 外部環境の常時把握
 - ② 建物オーナー、近隣住民との顔の見える関係づくり
 - ③ 三軒茶屋町会との物資の共有化や相互支援体制の確保
- (2) 事業所の安全対策
 - ① 強化ガラス以外のガラスの飛散防止フィルム補強
 - ② 照明器具や壁掛け時計等の取り付け状態の点検、落下防止対策
 - ③ 園児の日常使用スペースにおける災害時の安全スペースと動線の確保
 - ④ 事業所内の避難経路、消火器設置場所の平面図の掲示
 - ⑤ 園児の避難方法の共通理解
- (3) 備蓄品の整備等
 - ① 備蓄品リストに基づいた備蓄品の整備
 - ② 備蓄品の賞味期限、使用期限、電池残量、加水分解等の確認
 - ③ 非常食献立に基づいた備蓄食料の必要食数の確保
 - ④ 生活用水及び飲料水の確保、期限の過ぎた飲料水の生活用水への転換
 - ⑤ 紙おむつ、おしりふきの備蓄とローリングストック
 - ⑥ ゴミの一時保管場所の確保
 - ⑦ 発電機の使用方法の確認
- (4) 訓練実施・計画の確認と修正

- ① BCP の周知
- ② 避難訓練の実施と評価・反省、明らかになった課題と対策の実施

16. 事業所内訓練

- ① 地震発生時の対処方法
- ② 初期消火活動
- ③ 出入口の確保
- ④ 安全な避難スペースの確保及び誘導の方法
- ⑤ 早番・延長番・土曜保育を想定した訓練
- ⑥ 非常用電源使用方法の練習
- ⑦ 非常時を想定した非常食調理及び喫食
- ⑧ 応急手当の方法（救命救急講習受講）
- ⑨ 保護者による安否確認の方法（引取訓練実施）
- ⑩ 緊急時の施設外への伝達方法の確認
- ⑪ 地震災害等に対する基礎知識や事業所の地震対策の習得

<ケース別職員行動マニュアル>

【災害時の行動の基本】

- ① 子どもを集める（安全な場所に移動）
- ② 常に人数を確認（不明者が出てこないように注意）
- ③ スキンシップや優しい声掛け（心が落ち着くように）

※ 歩行移動が難しいお子さんへの対応

→素早く逃げられないということを前提に、普段過ごす場所を安全にしておく

- | | |
|------|-----------------|
| ケース① | 保育室など室内で地震にあったら |
| ケース② | 公園など屋外で地震にあったら |
| ケース③ | 散歩中に地震にあったら |
| ケース④ | 園外保育の日に地震にあったら |
| ケース⑤ | 地震の後に火事が発生したら |
| ケース⑥ | 台風や竜巻に遭遇したら |
| ケース⑦ | ゲリラ豪雨に遭遇したら |
| ケース⑧ | 大雪に遭遇したら |

ケース① 保育室など室内で地震にあったら

想定される災害状況

- ◆ 物の移動、転倒、落下
- ◆ ガラスや照明器具の破損、飛散
- ◆ 閉じ込め

対処・職員がとるべき行動

- 姿勢を低くし頭を守る
- 室内の安全な場所に移動
- 午睡中の子どもは起こす
- 消火
- 出入口の確保
- トイレにいたら出る
- 室内が危険な場合は屋外に避難

ケース② 園庭や公園など屋外で地震にあったら

想定される災害状況

- ◆ 建物などの崩壊、ものが落下
- ◆ ブロック塀や遊具の転倒
- ◆ 地割れ、液状化

対処・職員がとるべき行動

- 子ども達を分散させない
- 遊具から降ろす
- 建物、ブロック塀、門柱などから離れる
- プールや水遊び中でも慌てない

- 大人が囲んで安心できるようにする
(登降園時など保護者がいる際は保護者も一緒に)

ケース③ 散歩中に地震にあったら

想定される災害状況

- ◆ 建物の崩壊、物が落下
- ◆ 車やバイクがコントロール不能になる
- ◆ 地割れ、液状化

対処・職員がとるべき行動

- 落下物を避ける
- ブロック塀や自動販売機から離れる
- 車やバイク等に注意
- 地割れに近づかない
- カートはブレーキをかけ、しっかり捕まえて、揺れで動かないようとする
- 安全な場所を見極め避難
- 園に戻るのは揺れが落ち着いてから

ケース④ 園外保育の日に地震にあったら

想定される災害状況

- ◆ 建物の崩壊、物が落下
- ◆ 混乱による迷子
- ◆ 車両（電車やバス）の運行不可
- ◆ 園との連絡不可
- ◆ 信号機の停止

対処・職員がとるべき行動

- 建物や落下物には近づかない
- 点呼の回数を増やし、常に園児の人数把握を徹底
- 無理に動かず、周辺の安全確保に努める
- 園への連絡を試みる
- 帰園する方法を検討する

ケース⑤ 地震の後に火事が発生したら

想定される災害状況

- ◆ 煙を吸い込んで意識を失う
- ◆ 火傷をする
- ◆ 爆風で吹き飛ばされる

対処・職員がとるべき行動

- 避難経路の確保を行った後、初期消火にあたる
- 迅速な園周辺と消防署への通報
- 園帽子やタオルを濡らしてかぶり、頭や肌を守る
- 子ども達を屋外へ避難させる

- 煙を吸い込まないように低い姿勢をとる
- 逃げる際、ドアや窓は閉められるなら閉める
- 一度避難したら戻らない

ケース⑥ 台風や竜巻に遭遇したら

想定される災害状況

- ◆ 物の転倒、落下、飛散
- ◆ 倒木
- ◆ 道路の冠水
- ◆ 停電

対処・職員がとるべき行動

- 子ども達を窓ガラスから離れた室内の安全な場所に移動させる
- 子ども達を安全な場所に移動させる
- 障害物を避ける
- 前兆に気が付いたら素早く避難する
- 散歩中の場合、安全な場所を見極めて避難する。
- 災害用伝言ダイヤルや園メールを用いて、保護者に早めのお迎えを依頼する
- 止水板を園庭出入口とエントランス自動ドア前に設置する
- トイレや汚物槽、手洗器など排水管に繋がる排水口に水嚢を設置する
- 園周辺を点検し、飛散しそうなものがあれば室内や倉庫等に収納する
- 出入口の確保
- 帰宅困難者が生じないよう退勤の配慮を行う

ケース⑦ 線状降水帯の発生、ゲリラ豪雨に遭遇したら

想定される災害状況

- ◆ 道路の冠水
- ◆ 園舎の浸水

対処・職員がとるべき行動

- 子ども達を安全な場所に移動させる
 - 前兆に気が付いたら素早く避難する
 - 散歩中の場合、安全な場所を見極めて避難する
 - トイレや汚物槽、手洗器など排水管に繋がる排水口に水嚢を設置する
 - 止水板の設置を検討するための情報を集め、必要であれば止水板を園庭出入口とエントランス自動ドア前に設置する
- 止水板設置について
- ① 開所時間内は、1 時間に 100mm を超える降雨量が予想される場合、園庭出入口に止水板を設置する。
 - ② 開所時間内は、1 時間に 200mm を超える降雨量が予想される場合、または予報において 2 時間の合計降雨量が 300mm を超える場合、エントランス自動ドア前に止水板を設置する。
 - ③ 園に職員がいない夜間～翌朝や休日の予報において、総雨量が 300mm を超え

る場合、園庭出入口とエントランス自動ドア前に止水板を設置する。

- ④ 開所時間に止水版が設置してあることが想定される場合、設置してある朝の出勤時は止水版を外さなければエントランスの鍵を開けることができない。そのため、マンション EV ホールの鍵を持っている者が出勤するか、EV ホールの鍵を持ち帰る。
 - ・ 園長および主任が不在で EV ホールの鍵の借り入れができる場合は、園長または主任に電話連絡をして指示を仰ぐ。

ケース⑧ 大雪に遭遇したら

想定される災害状況

- ◆ 転倒
- ◆ 停電

対処・職員がとるべき行動

- 自主的な雪かき
- 出入口の確保
- 災害用伝言ダイヤルや園メールを用いて、保護者に早めのお迎えを依頼する
- 園周辺を点検し、飛散しそうなものがあれば室内や倉庫等に収納する
- 帰宅困難者が生じないよう退勤の配慮を行う

<地震発生直後の対応について> →確認したら即行動

地震の揺れがおさまったら、子ども達や周りの状況をできる限り早く確認し、職員同士で協力して安全確保に努める。

1. 子ども達の様子の確認

- ✓ ケガなどの異変はないか？
- ✓ 不明者はいないか？

2. 周りの状況を確認

- ✓ 火事発生の危険性は？
- ✓ 園の被害状況は？
- ✓ 地域の被害状況は？

3. 次の行動の判断と準備

- ✓ 園外への避難 or 屋外への避難 or 園内待機
- ✓ 避難時の持ち出し品の準備

4. 連絡手段の確保

- ✓ 保護者との連絡
- ✓ 園外にいる保育者との連絡

<もしも倒壊物の下敷きになつたら>

1. 子どもや職員が下敷きになつたら

- 子どもに励ましの言葉をかけ続ける
- 周りの大人に声を掛け、一緒に救助する

- 救助を呼んでもらう
- 2. 自分が下敷きになつたら
 - 自分の状況を確認する
 - 呼吸がしやすいように顔の周りの空間を作る
 - 笛を吹く、物をたたくなどして音を出して周囲に知らせる
 - 体をむやみに動かさない
 - 救助を信じて諦めずに待つ